憲法しんぶん速報版

第 139 号 2006 年 3 月 22 日 発行=憲法会議 Tel 03-3261-9007 Fax 03-3261-5453

決意固めあった憲法会議第 41 回総会

国民の圧倒的多数結集する運動へ

憲法会議第 41 回全国総会が 3 月 11 日開かれ、重大化する憲法改悪をめぐる情勢を討議し、「5・3憲法集会実行委員会」、「九条の会」などにおける共同の発展のためその一翼を担うとともに、独自の学習運動などを強化することを確認しました。

代表委員5氏が出席

全国総会は石山久男・代表幹事のあいさつで開会。出席した市田忠義(共産党書記局長)、熊谷金道(全労連議長)、坂本修(自由法曹団団長)、高田公子(新婦人会長)、浜林正夫(一橋大名誉教授)の5人の代表委員のうち、市田、熊谷氏があいさつ、他の代表委員は討論の中で発言しました。

川村俊夫・事務局長が方針案を説明、 共同の発展とともに、憲法会議独自の 役割についても強調しました。これを 受けた討論では 19 人が発言。方針案 に示された憲法をめぐる情勢をさまざ まな角度から深めるとともに、「九条 の会」の運動を発展させる取り組みや 憲法会議が行っている学習活動などの 経験を豊かに交流しあいました。

総会は、担当常任幹事会の討論の

◇「国民投票法はいらない」 4・6 昼休みデモ

- *日時 4月6日 12時15分
- *集合 日比谷公園霞門
- *コース 衆参議面前→旧永田 町小前解散

主催=5・3憲法集会実行委員会

◇「5・3憲法集会」第3回実 行委員会

- *日時 4月13日 6時30分~
- *会場 文京区民センター
- *議題 ①集会プラグラム②集 会の任務分担③その他

まとめを含めて方針案を全員の拍手で確認しました。また、担当常任幹事の中から事務局を担当する事務局次長をおくことを含めた新役員の提案を承認しました。

総会は吉田健一・代表幹事の決意を こめたあいさつで閉会しました。

国民投票法案めぐり緊迫

【衆院】3月**16**日、衆院憲法調査 特別委員会理事会に、「『憲法改正国民 投票法制』に関する議論」と題する文 書(いわゆる「論点整理」)が提出され ました。昨年9月から今年3月までの 同委員会で出された主要な議論を分 類・整理したもので、理事会でこの議 論をさらに詰めて法案の基礎をつくる ものです。この日の理事会は、船田元・ 自民党筆頭理事が法案を4月に提出す ることを記者会見で述べたことで紛糾、 論議に入れませんでした。しかし、枝 野幸男・民主党筆頭理事が、「民主党と しては議論、協議をことさらに遅らせ ることはしない」と表明、23日にも論 点に関する議論に入る予定。自民党は、 法案の内容については、全面的に民主 党の構想に同調する構えです (別項)。

【参院】参議院には今なお法案の議決権をもつ特別委員会は設置されていません。しかし、3月15日の憲法調査会幹事懇談会で、自民党の若林正俊委員が、「2月22日の幹事懇談会で国民投票について論点をつめていくことはおおむねの合意があった。今日はおおむねの合意があった。今日はおおむねの合意があった。今日はおおむねの合意があった。今日はおおむねの合意があった。今日はおおむねの合意があった。今日はおおむねの合意があった。公日においし、民主党の梁瀬進委員が、次回にペーパーをだすことを提案。公明は時期尚早と言い、共産、社民は反対。結局、関谷会長が「次までに論点を出してほしい」と押し切る。

× × × × × ×

民主党構想に同調する自民党

(3月9日衆院特別委)

【投票権年齢】 例えば、付則で、公

新アーミテージ報告4月に

アメリカのアーミテージ前国務副 長官は、読売新聞との会見で、今回 の改憲の動きを勢いづけ 2000 年 10 月の「アーミテージ報告」の続編を、 4月末までに出すと述べました。

同氏は、この会見で**<01** 年の米同時「9・**11**」テロ以後のアフガン、イラクへの日本の自衛隊派兵を高存証するとともに、「核兵器の保育を除けば、情報共有など安全保障のすべての面で日本は英国並みになった」と語ったといいます。その新情勢を説き、「世界の中心はアジアに移りつある」と日米同盟強化の必要性を強調しています。

(3月19日「読売」)

選法における選挙権年齢が 18 歳に引き下げられた時に 18 歳にすることを表記するとか、選挙権年齢について国会として何らかの意思表示をする(船田元委員)。

【一括投票か個別投票か】 個別投票が原則。ただし、「政策的、論理的に不整合が生ずる場合」はその部分は一括。全面改正の場合は一括しかない

(保岡興治委員)。

【国民投票運動】 文書図画の規制は設けない。外国人の運動は組織的で弊害のあるものだけ規制。ぎりぎりのものとして公務員や教員の運動は禁止。メディア報道は原則自由で投票日直前に冷却期間をおく(保岡興治委員)。公務員、教育者の運動は公務員関係の法律で規制」、スポットCMを投票日前1週間か2週間禁止する(船田元委員)。